

飯田橋駅周辺基盤整備に係る共同貢献スキームに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和5年4月に策定された「飯田橋駅周辺基盤整備方針」(以下「整備方針」という。)及び令和7年7月に策定した「飯田橋駅周辺基盤整備計画」(以下「整備計画」という。)に基づき、整備計画に記載のある「共同貢献スキーム」の運用を明確化するとともに、整備計画に位置付けられた駅や街のつながりの強化、防災性の向上など、地域の課題を解決し、地域全体の価値向上に資する都市基盤施設(以下「都市基盤施設」という。)の整備を一体的かつ効果的に実現するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用地区及び都市基盤施設)

第2条 この要綱は、整備方針に位置付けられた対象エリア(以下「適用地区」という。)に適用する。

2 この要綱において対象とする都市基盤施設は、整備計画「5章 都市基盤施設の整備の計画」に位置付けられた施設のうち、共同貢献スキームを適用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 まちづくり主体 適用地区において、まちづくりの検討を行うとともに、まちづくり協力金を受領し、その受領したまちづくり協力金から第8条各号に掲げる事項(以下「都市基盤施設の整備等」という。)に必要な費用へ充当する者をいう。
- 二 基盤整備主体 適用地区において、まちづくり協力金、補助金等を有効に活用し、都市基盤施設を整備する者をいう。
- 三 執行管理役 整備計画の実現に向けて、公平・公正な観点から、まちづくり主体及び基盤整備主体(以下「各主体」という。)を選定し、各主体を指示・監督し、各主体からの提案・報告に対して承認を行う者をいう。
- 四 まちづくり協力金 適用地区内の開発事業者等から拠出される、都市基盤施設の整備等への協力金をいう。
- 五 開発事業者等 適用地区内の市街地再開発組合、大規模地権者等をいう。

(まちづくり主体の役割等)

第4条 まちづくり主体は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 整備方針及び整備計画の実現に向けて、主体的なまちづくりの検討及び飯田橋駅周辺基盤整備推進会議や執行管理役等への提案・検討支援を行う。
- 二 執行管理役の指示に基づき、まちづくり協力金の受領及び充当を行うとともに、都市基盤施設の整備等に必要な費用等の検討・提案を行う。

(基盤整備主体の役割等)

第5条 基盤整備主体は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 執行管理役の指示に基づき、主体的に都市基盤施設の整備を行う。

- 二 前号に係る整備に必要な調整、監督等を行う。なお、必要な調整には、周辺の開発事業との各種調整等も含むものとする。
- 三 補助金の交付に関連した必要な手続等を行う。

(執行管理役の役割等)

第6条 執行管理役は、東京都、千代田区、新宿区及び文京区の4者とし、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 第1条の目的を達成するために必要な事項を定める。
- 二 整備計画の実現に向けて、公平・公正な観点から、各主体の選定を行う。
- 三 整備する都市基盤施設を決定する。
- 四 各主体からの提案及び報告に対する承認を行う。
- 五 各主体への指示及び監督を行う。

(まちづくり協力金)

第7条 適用地区において実施される都市基盤整備施設の整備等に対して、開発事業者等は、まちづくり協力金を拠出できるものとする。

2 開発事業者等がまちづくり協力金を拠出しようとする場合は、東京都及び当該開発事業の区域が所在する区と協議を行うものとする。

(まちづくり協力金の活用)

第8条 まちづくり協力金は、次に掲げる事項に活用するものとする。

- 一 整備方針及び整備計画の実現に必要な検討
- 二 都市基盤施設の整備
- 三 適用地区全体の価値向上に資する事項
- 四 その他、執行管理役が必要と認める事項

(その他)

第9条 この要綱の運用に関して必要な事項については、執行管理役が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。

飯田橋駅周辺基盤整備に係る共同貢献スキームに関する要綱（イメージ図）

